

# 司法修習生の給費制復活を求めて

## — 法曹（裁判官、検察官、弁護士）志願者の激減と私たちの身の回りに起こる問題を考える市民シンポジウム —

司法試験に合格した後、裁判官、検察官、弁護士になるために1年間の司法修習を受けます。国民の権利を守る法曹を育てるために司法修習生には国から給料が支払われていましたが（給費制）、平成23年から給費制が廃止されました。国から生活資金を借りることもできますが（貸与制）、あくまでも貸与であり返済の必要があります。法曹になるために大学や法科大学院で多くの学費がかかり、その上、修習期間中は無収入となることもあって、近年、法曹を目指す若者が激減しています。

そこで、横浜弁護士会では、法曹志願者激減が市民の皆さんに与える影響を考え、司法修習生の給費制の復活を求めて市民シンポジウムを開催致します。

事前申込は不要で、参加無料です。この機会を利用して、一緒に考えていきましょう。奮ってのご参加をお待ちしております。

日時：2015年1月21日（水） 午後6時から

場所：横浜弁護士会館 5階大会議室

内容：第1部 講演「市民の権利の守り手—司法ソーシャルワークの充実」

佐々木さやかさん（当会会員・参議院議員）

第2部 報告「巨大事故との戦いに臨んで」

村田弘さん（福島原発かながわ訴訟原告団団長）

第3部 パネルディスカッション

「法曹志願者激減問題と司法修習生に対する経済的支援」



◆地下鉄みなとみらい線

日本大通り駅より1分

◆JR・市営地下鉄関内駅

より徒歩7分



横浜弁護士会ホームページ

当会では、イベントの内容を記録し、また成果普及に利用する為、会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。本イベントでは、司会者等を除き、撮影は背後からのみ行います。写真や映像に写りたくない方は、会場の後方にご着席されますようお願いいたします。